

京都市告示第468号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成17年3月25日

京都市長 榎本 頼 兼

公の施設の名称	京都市東寺駅自転車等駐車場
指定管理者	京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167番地 財団法人京都市駐車場公社
指定期間	平成17年3月25日から平成21年3月31日まで

(建設局道路部放置車両対策課)